

青森県報

第三千五百三十八号

平成二十四年
五月十四日
(月曜日)

目次

規則

告示

公告

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則…	(水産振興課) … 一
特定行為業務の登録…	(障害福祉課) … 二
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定…	(同) … 二
急傾斜地崩壊危険区域の指定…	(河川砂防課) … 三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第一項の規定による公告…	(県民生活 文化課) … 三
右 同 …	(同) … 三
出先機関	
土地改良区の役員の内任…	(中 南 地 域 局) … 四
土地改良区の定款変更の認可…	(同) … 四
正 誤	
平成二十二年七月二日定例出先機関中…	(西北 地 域 民 局) … 四

規

則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十五年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表経営等改善資金の項の第一号中「遠隔操縦装置、」の下に「サイドスラスト、」を、「五十万円」の下に「サイドスラストを設置する場合にあつては一台につき四百万円」を加え、同項の第二号中「及び漁業用クレーン」を、「漁業用クレーン、漁獲物等処理装置、海水殺菌装置及び潮流計」に、「セットにつき八十万円」及び「七十万円(青年漁業者が中心となつて漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとするものとして水産庁長官が定めるもの(以下「経営改善取組漁業者団体」という。)にあつては、三百万円)」を「五百万円」に改め、「四百万円」の下に「漁獲物等処理装置を設置する場合にあつては一台につき五百万円、海水殺菌装置を設置する場合にあつては一台につき三百万円、潮流計を設置する場合にあつては一台につき五百万円」を加え、同項の第三号中「一台につき百万円」を「一台につき五百万円」に改め、同項の第四号中「餌料」を「餌料」に改め、同項の第三号中「投餌」を「投餌」に、「自動給餌機」を「自動給餌機」に、「餌料成分分析機」を「餌料成分分析機」に改め、同項の第五号中「すべり止め」を削り、「揚網機安全装置及び船上トイレ」を「及び揚網機安全装置」に改め、「船上トイレを設置する場合にあつては三十万円」及び「。ただし、船上トイレの設置に必要な資金にあつては、三年以内とする。」を削り、同項の第六号中「膨張式救命いかだ、」及び「救命浮環、救命浮輪、信号紅炎」を削り、「及びレータートランスポンダ」を「レータートランスポンダ及び小型漁船緊急連絡装置」に改め、「膨張式救命いかだを購入する場合にあつては一台につき五十万円、」を削り、「六十五万円」の下に「小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあつては百三十万円」を加え、同項の第七号中「甲板口のコーミング、甲板口の閉鎖装置、」甲板口のコーミング及び甲板口の閉鎖装置」及び「それぞれ」を削り、同表生活改善資金の項の第三号中「餌料」を「餌料」に改め、同表青年漁業者等養成確保資金の項の第三号中「餌料」を「餌料」

に、「経営改善取組漁業者団体」を「青年漁業者が中心となつて漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとするものとして水産庁長官が定めるもの」に改める。
 附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）第一条第一項各号のいずれかに該当するものが東日本大震災の後平成二十八年三月三十一日までに貸付けを受ける貸付金についての第二条の表償還期間の欄の規定の適用については、同欄中「七年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「四年」と、「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「四年」とあるのは「七年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十年以内」とあるのは「十三年以内」と、「十二年」とあるのは「十五年」とする。

「第一号様式中」

12年田	12年田	13年田	14年田	15年田
償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
十円	十円	十円	十円	十円

を

12年田	13年田	14年田	15年田
償還額	償還額	償還額	償還額
十円	十円	十円	十円

に

改める。
 「第二号様式中」

第12回	年月日	年月日	年月日
------	-----	-----	-----

を

第12回	年月日	年月日	年月日
第13回	年月日		
第14回	年月日		
第15回	年月日		

に改める。

「第三号様式の表」第六号様式及び第七号様式中
 「第12回 年 月 日」を
 「第12回 年 月 日」
 「第13回 年 月 日」
 「第14回 年 月 日」
 「第15回 年 月 日」
 に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十四年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
01100001	平成二十四・四・一	株式会社 ふたば	十和田市東四番町八の六	ヘルパーセンターふたば	十和田市東四番町八の六	平成二十四・四・一	居宅介護
01100001	"	日本健康開発株式会社	弘前市大幡町一丁目三	ひなた茂	弘前市大幡町二丁目一	"	居宅介護
01100001	二四・五・一	有限会社 青森介護サービス	青森市古川の二丁目五	介護サービスセンター	青森市古川の二丁目七	二四・五・一	居宅介護

青森県告示第四百一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひらかわ調剤薬局	平川市大光寺三村井二八の七	平成二四・五・一

青森県告示第四百二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
 条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第
 三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備
 部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

小沢七号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標
 柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は
 直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市 町 村 名	大 字 名	字 名	地 番
一	むつ市	脇野沢	鹿間平	六の六 一八の三
二	"	"	"	一七
三	"	"	"	一七
四	"	"	"	二二
五	"	"	"	三
六	"	"	"	三

七
八
" "
" "
" "
四の三
四の六

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の
 規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款
 変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定
 により次のとおり公告する。

平成二十四年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人異業種交流会

三 代表者の氏名

野崎 小五郎

四 主たる事務所の所在地

青森市新町二丁目二の一

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、異業種との交流の場を提供することにより、地
 域経済の活性化を図るとともに、参加費の一部を少子化対策、環境保全などの活動
 団体に寄付することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の
 規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年四月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域活動支援センターフレンドワークぼんじゅ

三 代表者の氏名

松野 信雄

四 主たる事務所の所在地

青森市浪岡大字浪岡字稲村二七四

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が有する能力及び適性に応じ、生活訓練、作業体験、仲間との交流を通して就労の意欲を啓発することにより、社会における偏見を是正し、障害者の社会復帰の推進及び福祉の充実を図ることを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があつたので、同条第十七項の

規定により公告する。

平成二十四年五月十四日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年 月 日
理事	小枝 輝男	弘前市大字高杉字山下二二〇の五	平成二十四・四・一
監事	神 勝弘	字阿部野三三の一	二十四・三・六
工藤 隆行	字神原七八の一		二四・三・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、目屋土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年五月十四日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

正 誤

西北地域県民局

発行年月日	区 分	ページ	段	行	誤	正
平成三・二五七号	出先機関	五	上	表中	新住所 五所川原市太田山の井三二の三	新住所 五所川原市太田山の井二二の三

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭